

令和4年度第4回  
東京都私立学校審議会（第817回）

令和4年7月20日（水）

都庁第一本庁舎42階 北塔特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 ただいまから、令和 4 年度第 4 回東京都私立学校審議会を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○私学行政課長 それでは、本日の出席委員について、ご報告いたします。本日の出席委員は、委員20名のうち17名でございます。開会定足数は11名でございますので、当審議会運営細則第 6 条により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

では、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます 3 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和 4 年 7 月 20 日付、東京都知事名。

記、議案第 1 号、1、臨床福祉専門学校の廃止認可について（江東区）外 2 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 2 件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件 3 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、議案第 1 号から議案第 5 号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに、既に諮問されている案件について審議いたします。

まず、専修学校についての案件です。

議案第 1 号は、辻調理師専門学校 東京の設置認可（設置計画承認）について、本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の山中委員から調査結果につきまして説明願います。

○山中委員 議案第 1 号につきましてご説明いたします。

本案件は、辻調理師専門学校 東京の設置計画承認についてでございます。令和4年7月6日に、加茂川主査、東京都私学部職員と私で第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人辻調理学館から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、建設予定地は東京学芸大学の敷地内にあるため、校舎の建設に際し、大学の学生等及び近隣住民とのトラブルがないよう、地域との良好な関係を保っていただくとともに、安全面に十分配慮するよう留意していただきたいこと。また、計画的な竣工に向け、着実な施工管理を行っていただき、校舎の完成時期が遅れることのないように留意されたいこと。

2つ目は、学校教育法、専修学校設置基準、養成施設指定基準等の法令を遵守するとともに、生徒の確保を適切かつ着実にいき、継続的、安定的に学校が運営できるように努めること。また、法人本部が大阪府に所在することから、認可の内容等に変更が生じる際には、それぞれの所轄庁と十分に協議を行うこと。

3つ目は、教育施設、設備を充実させるとともに、これまで培った学校運営の経験や、東京学芸大学、地域との連携の具体化を進め、得られる相乗効果を基に、教育システム等を発展させ、教育水準のさらなる向上に努められたいこと。

4つ目は、学生生徒等納付金、その他の費用等について区別できるよう、内訳の明確化及び情報提供の充実を図って、生徒とのトラブルを避けていただきたいこと、申請内容については認可基準を満たしていることから、設置計画承認を適当と認める旨の答申を行うことは問題がなからうかと思えます。

部会調査結果については以上ですが、詳細につきましては、事務局からご説明をお願いいたします。

○私学行政課長 ありがとうございます。

続きまして、議案第1号につきまして、事務局からご説明させていただきます。

本案件は、学校法人辻料理学館から申請がありました辻調理師専門学校 東京の設置計画承認でございます。

本案件は二段階審査を取りますので、このたびの諮問は一段階目の計画承認でございます。そ

れでは、設置要項に基づきましてご説明をいたします。

まず、学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、調理及び製菓に関する技術の習得、教養の向上、人格の陶冶を旨とし、食文化の創造及び食業界の発展に貢献しうる人材を育成することを目的とする」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

開設の時期につきましては、令和6年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は、学校法人辻料理学館で、理事長は辻芳樹氏、校長は百野浩史氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおり、衛生専門課程を設置し、調理師本科と製菓衛生師本科は、いずれも入学定員が40名で、修業年限は1年、また、修業年限2年の調理応用技術マネジメント学科及び製菓応用技術マネジメント学科を設置し、入学定員はそれぞれ160名、120名で、総入学定員は360名、総定員は640名となります。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具につきましては、それぞれ要項11から14に記載のとおり、設置基準を充足しております。

なお、校地につきましては、国立大学法人東京学芸大学からの全面借用となっておりますが、当該土地は国立大学法人設立時に、国から承継された財産であり、現在も国立大学法人と国との間に密接な関連性があること、また、契約上、長期にわたり使用できることが確実であり、教育の安定性につながることから国の財産と同等としております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その計画承認を適当と認める旨、答申いたします。

次に、中学校についての案件になります。

議案第2号は、羽田国際中学校の設置認可に係る計画承認についてでございます。

本案件につきましても、部会調査をお願いしておりましたので、第三部会の高橋委員から、調査結果につきまして説明願います。

○高橋委員 それでは、議案第2号につきましてご説明いたします。

本案件は、羽田国際中学校の設置計画承認についてでございます。令和4年7月6日に、清水委員、東京都私学部の担当職員と私で、第三部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人簡野学園から学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設、設備などについては、図面で見える限り、中等教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の3点を伝えてまいりました。

1つ目は、令和7年4月開校に向けて、ユネスコの21世紀教育の考え方である生徒を主語とした、生徒を主体とする視点を大切にして、図書の選定などの教具・校具等の教育設備の導入や教育環境の整備を検討していただきたいこと。2つ目は、これまで女子教育に取り組まれているところ、設置を計画している中学校は共学であることから、施設面の整備とともに、教育面においては、思春期前期の男子と女子の思考回路の違いなどを踏まえて、具体的な教育方法や声掛けの仕方などを十分に検討し、準備を行っていただきたいこと。

3つ目は、国際と名の付く学校としてふさわしい教育を行い、その内容を生徒、保護者に分かりやすく説明していただきたいこと。

部会調査結果報告については以上でございますが、詳細につきましては、事務局からご説明をお願いいたします。

○私学行政課長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、議案第2号の要項に基づき、事務局からご説明をいたします。

これは、学校法人簡野学園から申請がありました羽田国際中学校の設置認可でございます。

本案件は二段階審査を取りますので、このたびの諮問は、第一段階目の計画承認でございます。それでは、設置要項に基づきましてご説明をいたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は教育基本法及び学校教育法に基づく併設型中高一貫校として、小学校を卒業した者に対して、「清・慎・勤」の学園・校訓に則り、中等普通教育を施すことを目的とする」でございます。

学校の名称は、羽田国際中学校です。

学校の位置は、要項3に記載のとおりとなります。

開設の時期は、令和7年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持の方法は、要項5に記載のとおりです。

設置者は学校法人簡野学園で、理事長は簡野高道氏、校長は簡野裕一郎氏です。

収容定員は210名で、1学年70名、2学級となっております。

校地、校舎等につきましては、要項9、10に記載のとおり、設置基準を充足しております。

教職員組織、校具及び教具等、予算概要につきましては、要項11から要項13に記載のとおりです。

付近の状況につきましては、要項14に記載のとおり、通学路には交番や商店街があり、教育環境に適している地域に位置しております。

備考欄には、学校法人の設立年月日及び本法人の設置する学校の設置認可日を記載してありますので、参考にご覧ください。

以上で、議案第2号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。どうぞ。

○加茂川委員 質問というより確認をお願いしたいんですが、今の部会調査報告にありましたように、現在女子高等学校を設けている学校法人が、男女共学の中学校を併設型の中高一貫校として設置するという珍しいケースだと思うんですね。この資料では読み取れなかったんですが、施設の確保について、現在の高校施設との関係がよく理解できませんでした。独立校舎を建てて併設型にするのか、それとも高等学校で、募集定員減等を行ってできた余裕施設を活用なさるのか。高等学校と計画されている中学校の施設の活用についてはどうなっているのか、補足説明をお願いしたいと思います。

○近藤会長 ご説明をよろしく申し上げます。

○事務局 こちらの学校は、高等学校の共学化を予定しておりまして、施設設備等につきましては中高で共用といたします。

○加茂川委員 現有の施設を全面改修して、中高とも男女共学を前提に整備するという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 校舎につきましては、校舎3棟のうち2棟をリノベーションいたしまして、1棟は建

替えを行います。建替え後はフロア数を1階増やしまして、3階建てから4階建てとなります。  
その校舎を中高で共用して使用する予定となっております。

○近藤会長 高校はいつからなんですか、男女共学。

○事務局 高校は、令和6年4月1日を予定しております。

○近藤会長 1年早いんですね。

○事務局 そうです。

○近藤会長 分かりました。

○加茂川委員 ありがとうございます。

○近藤会長 ほかにございますか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第2号につきましては、その計画承認を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、順次審議することといたします。

まず、専修学校についての案件です。

議案第3号は、臨床福祉専門学校の廃止認可についてでございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、臨床福祉専門学校の廃止認可についてご説明いたします。

臨床福祉専門学校は、平成14年3月25日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、止認可の申請をしてきたものでございます。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、専門職大学開学に伴い、法人事業の見直しを行うためでございます。

設置者は、学校法人敬心学園で、理事長は小林光俊氏、校長は陶山哲夫氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和3年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、令和3年度末をもって同法人内で配置転換または退職をしております。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、専門職大学において使用します。

備考欄には、校地、校舎の面積、総定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第4号は、国際理容美容専門学校の高等課程の廃止認可についてでございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号、国際理容美容専門学校高等課程の廃止認可についてご説明いたします。

国際理容美容専門学校は、昭和51年6月1日に、専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、高等課程廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校、課程（分野）の名称及び位置は、要項1から3に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、高等課程について法人設置校である国際共立学園高等専修学校に一元化するためです。

設置者は、学校法人国際共立学園で、理事長は和田美義氏。

校長は、工藤佑輝氏です。

生徒の処置については、要項8に記載のとおり、令和3年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項9に記載のとおり、法人内で配置転換しています。

指導要録等については、要項10に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項11に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件です。

議案第5号は、中瀬幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第5号、中瀬幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和4年9月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、地域の需要に応え、満3歳児クラスを開設するとともに実員に合わせ収容定員を変更するものでございます。

設置者は井口佳子氏、園長も同じく井口佳子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の9学級、300名を7学級、245名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

なお、要項11にありますとおり、本幼稚園は、学校法人化志向幼稚園となっております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

続きまして、事務局からご報告があるということですのでお願いいたします。

○私学行政課長 それでは、審議会委員の異動につきまして、事務局からご報告させていただきます。この7月31日をもちまして、任期を満了してご退任となる予定の委員の方がいらっしゃい

ますので、ご紹介いたします。山中委員、遠藤委員、町山委員の3名の方となります。

3名の方とも、平成26年から8年間にわたり本審議会の委員を務められ、審議にご尽力を賜りました。本当にありがとうございました。

それでは、ここで退任される委員の皆様より一言ずつご挨拶をいただきたいと思いますので、所属されている部会順にご紹介させていただきたく、まず、第一部会から、山中委員にお願いできればと思います。

(山中委員挨拶)

○私学行政課長 山中委員、ありがとうございました。

続いて、第二部会になります。遠藤委員ですが、本日急用によりまして、残念ながらご欠席のご連絡をいただいております。

では、町山委員、お願いできればと思います。

(町山委員挨拶)

○私学行政課長 町山委員、ありがとうございました。

それでは、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。また、次の審議会におきまして、新たに選任されました委員をお迎えすることになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上となります。

○近藤会長 山中委員、町山委員、本当にありがとうございました。お世話になりました。

最後に、審議会日程についてでございます。

8月については例年どおり休会となりますので、次回は、9月の開催となり、20日（火曜日）を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。まだまだコロナは続くようです。皆さん十分注意していただき、夏を乗り切っていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

午後3時31分閉会